

令和2年度業務運営懇談会（電子メール会議）概要

1 日時：令和2年5月11日（月）～5月22日（金）

2 出席者：

◎座長

木内 岳志 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長

○外部有識者

阿久澤 良造 日本獣医生命科学大学 名誉教授

川上 和久 麗澤大学 教授

川島 知之 宮崎大学 農学部 畜産草地科学科 教授

高野 克己 東京農業大学 学長

戸部 依子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会（NACS）消費生活研究所 所長

野口 章 日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授

與語 靖洋 公益財団法人 日本植物調節剤研究協会 研究所 技術顧問
(五十音順 敬称略)

○対応者

吉岡 修 理事

功刀 豊 理事

高橋 秀一 理事

中野 隆史 監事

服部 夕紀 監事

西山 武夫 有害物質等分析調査統括チーム長

中田 直 認定センター所長

田村 正宏 企画調整部長

山口 宏記 総務部長

金田 直樹 消費安全情報部長

大貝 真弓 規格検査部長

高橋 史彦 表示監視部長

荻窪 恭明 肥飼料安全検査部長

楠川 雅史 農薬検査部長

3 議事

- (1) 平成30年度業務実績に係る評価等について
- (2) 平成31年度プロセス評価対象取組の紹介と業務実績自己評価概要について
- (3) 令和2年度目標と事業計画の紹介
- (4) その他

4 質疑応答

5月11日 開会（資料をFAMICから委員へ送付）

5月14日 委員からFAMICへ意見等の送付

5月15日～21日 委員・FAMIC間で意見・回答のやりとり

5月22日 閉会（FAMICから委員へ会議の結果を報告）

概要は別紙参照

令和2年度業務運営懇談会<質疑応答>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(1) 平成30年度業務実績に係る評価等について		
(1)1	現在、各大学で授業評価がなされているが、神戸大学でFAMIC監修でテキストが用意されたということなので、講義でどのような形で用いられたか、学生の評価がどうだったかを可能な範囲で知ることができれば、他の大学の講義への展開の資料ともなる。	FAMICと神戸大学は、平成23年に「連携協力協定書」を取り交わして相互交流を深めており、FAMIC職員が、神戸大学へ出向いて特別授業を行ったり、FAMIC神戸センターで、学生に対してDNA分析、残留農薬分析等の実技を中心とした研修を行ったりしているところです。その中で、特別授業で使っていた資料等をFAMIC監修のもと神戸大学においてテキスト化する話があり、今年度よりテキストが作成されました。テキストは事前に無償配布される予定とされていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講義の開始が遅れており、まだ学生に配布されていません。 なお、神戸大学の例年の特別授業における評価については、講義終了後、アンケートの形式で確認しており、毎年高評価を得ています。実技についても学生から「実践的な分析方法を学んだ」、「将来の選択に幅を持たせる機会を得た」など好ましい評価を得ています。 他の大学も同様に行えるか検討してまいります。
(1)2	(1)1に関連して、それぞれの人材が忙しい中ではあるが、社会貢献として大学での出前講義に応じている企業等も増えており、FAMICの活動の周知につながるので、前向きに検討を続けて欲しい。 (例:東京電力のエネルギーに関する出前講義など) ただし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的には停滞が余儀なくされる可能性がある。	出前講義については、講師派遣の要請が大学からあれば、FAMIC内の関係部署及び地域センターとその可否を検討して対応します。
(1)3	最近では官公庁の入札で「くるみん」を加点するなどの例も一般化している。 女性職員の管理職登用の裾野となる、働き方改革の推進をより図るべきである。	仕事と子育ての両立支援のため職員に対して、電子掲示板により育児休業等の制度を周知し、育児休業等が取得しやすく働きやすい職場環境の構築に努めているところです。 また、女性職員の管理職登用の促進については、人事院主催の女性登用候補者の拡大を目的とした研修及びセミナーへ積極的に参加を促し、女性職員の意欲・意識啓発の取組に努めています。さらに過去3カ年の新規採用者のうち女性職員を半数以上採用（女性活躍法に基づく行動計画では35%以上）し、管理職登用の裾野拡大にも努めているところです。 女性職員の管理職登用は一朝一夕に出来るものではないため、委員からいただいたご意見も踏まえ、従来の取り組みに加え、令和3年度以降を計画期間とする行動計画の策定にあたっては、裾野拡大が図られる取り組みを検討し推進してまいります。
(1)4	大臣評価において、3件引き上げられたことは極めて妥当と思います。	—
(1)5	昨年度FAMIC業務運営懇談会で高い評価であった項目で大臣評価が引き上げられたことは、ポジティブに評価できる内容を大臣評価でも積極的に採用することの証左であると存じます。今後も、前向きな自己評価を是非お願いします。	—
(1)6	全体的な評価は農林水産省の基準に従ってとのことですので承知しました。	—

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(2) 平成31年度プロセス評価対象取組の紹介と業務実績自己評価概要について		
(2) 1	<p>愛玩動物用飼料の安全確保で、ペットフード安全法の規定に基づく飼料採取が行われているが、たとえば、獣医師にとっても飼主からの相談も多いようで、関心が高い課題となっている。こういった場合は獣医師会もステークホルダーになり得る存在で、FAMICの社会的意義を周知する機会ともなる。</p> <p>これは一例であるが、検査の分野に応じて、関連する分野への広報戦略、連携の可能性を考えると望ましい。</p>	<p>毎年、FAMICでは技術士との情報交流会やFAMICの各分野における調査研究の発表会を開催しています。また、獣医師や農業関連の大学や農協などからの施設見学を受け入れ、政府が主催のイベント等にも積極的に参加し、FAMICをより多くの人に知って頂くために努めているところです。委員のご意見のとおり、FAMICの社会的意義をより周知するためにも、FAMICのステークホルダーとなり得る関連機関等に対し、ホームページや広報誌などを用いて、情報の発信等に今後も努めてまいります。</p> <p>ペットフード安全法の規定に基づき集取した愛玩動物用飼料の検査結果については、当センターから農林水産省に報告の上、農林水産省がHPで公表するとともに、当センターから集取先である製造業者等に対して通知しているところです。</p> <p>委員ご指摘の獣医師会等のステークホルダーへの情報提供については、実施方法を含めて農林水産省と協議してまいります。</p> <p>なお、当センターでは、毎年、ペットフード協会が主催するペットフード安全管理者認定講習会の講師として、ペットフードの立入検査について説明する中で、検査結果の概要を紹介しています。</p>
(2) 2	<p>何れの分野においても、少子化等に伴う人手不足、徐々に悪化する情報過多の状況、さらにはコンプライアンスへの対応等の仕事量が増加する傾向にあり、FAMICも例外ではないと思います。それに対して、それぞれの部署で真摯に対応（工夫）しており、成果も上げていると思います。</p>	-
(2) 3	<p>経験豊富な職員の減少を例に挙げると、その継承も含めたQ&A集、手引き、データベース化等を取り入れる等、高く評価できます。</p>	-
(2) 4	<p>肥料・土壌改良資材関係業務で、予算と人員が全体に削減される中、A評価に値する成果を挙げていることは高く評価できます。</p> <p>また、令和2年4月予定の「肥料の公定法」はどのような進捗状況でしょうか？</p>	<p>令和2年4月1日に、農林水産省の告示が改正され、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が定める肥料分析法」に替わって、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法」が公定法とされました。</p>
(2) 5	<p>農薬関係業務で、農薬の審査指示への対応件数は昨年よりも、40%UPであったが予定通り報告しており、さらに、蜜蜂や申請者からの事前相談は、農薬取締法の一部改正に伴う追加業務です。これらを総合的に判断すると、A評価でも良いと判断します。</p>	<p>委員のご指摘のとおり、農薬の登録審査業務（基準値設定不要農薬）の報告件数は前年を約40%上回っていますが、これまでも同様又はそれより上回った実績はあり、この程度の変動は、制度改正の前後に申請が集中することなどによっても生じるので、それだけでは高評価の根拠にならないと考えます。また、農薬取締法改正に伴う各種の追加業務に関しては昨年度にA評価を頂いており、昨年度のフォローアップの位置づけの業務であるため、これらを総合してもB評価が妥当と考えています。</p>
(2) 6	<p>飼料・飼料添加物関係業務で、立入検査とGMP制度を組み合わせたことは画期的成果と思います。また、飼料等の立入検査、愛玩動物用飼料試験等、件数が大幅に増加しています。これらも上記の成果でしょうか？それとは関係ない自助努力で達成したのでしょうか？いずれにせよ高評価の理由になると思います。</p>	<p>飼料等の立入検査件数の増加要因については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規程に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続き」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）に基づく大臣確認検査のうち、輸入事業場の検査（書類審査）において確認済みの事業場の一部を業者の都合で廃止し、改めて申請したため、前年度と比べて大幅に増加したためです。</p> <p>また、愛玩動物用飼料の試験結果報告件数の増加要因については、これまで実績として加算していなかった地方農政局等の集収品の試験結果報告件数（90件）を、FAMICの実績として加算することとしたためであり、実際の検査結果報告件数としては前年度と大差はありません。</p> <p>なお、リスクの程度に応じた立入検査の見直しについては、農林水産省に提案の上、令和2年度の目標・計画に反映されたものであり、その成果は今年度からになります。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(2)7	<p>食品表示監視関係業務で、「食品表示検査の目的つけどころ」を活用した効果が大きく期待できます。さらに、脂肪酸分析における時間短縮と有機溶媒使用量の削減は、プリ・マダイの養殖判別法に限らず、汎用的に利用できると考えられ、高く評価できます。</p> <p>画像解析によるディープラーニングは経験に替わる技術であり、水溶性成分をGCで分析する発想も画期的と考えます。</p>	<p>委員のご意見のように、「食品表示検査の目的つけどころ」は、これまでFAMICが行ってきた立入検査のノウハウを凝縮させたものであるため、実際の立入検査時の必須アイテムとして非常に効果を発揮しています。</p> <p>脂肪酸分析の効率的な見直しは、汎用的な利用の可能性が考えられ、職員の負担の軽減にもつながり、軽減された職員の労力を別の仕事に向けてことが可能となりました。</p> <p>「画像解析によるディープラーニング」及び「水溶性成分のGC分析」は、いずれもこれまでにない発想で産地判別分析に取り組んでおり、今後、産地判別分析の分野を新たに開拓できると考えています。</p>
(2)8	<p>日本農林規格（JAS）関係業務では、ISO国際規格への提案に関連して国際ジャーナルに投稿したことは評価できます。また海外におけるJAS利用拡大はアジア諸国に対して大きなインパクトがあります。また、Web研修の取り組みも情報共有範囲の効率的拡大の点から興味深いです。</p>	<p>JASの国際化に貢献するため、引き続き様々な機会を捉えた取り組みを推進してまいります。</p>
(2)9	<p>食品の安全性・リスク管理のための有害物質の分析業務では、ピロリジジナルカロイド、DON、NIV等の分析技術は発展途上と考えられるため、1つのマイナー作物ではあるものの、分析技術の今後の改良に繋がると考えます。</p> <p>アクリルアミド分析に関する講演発表やWebsiteでの紹介も評価できます。</p>	<p>これらの有害物質は国際的にも注目されているものが多く、今後も農林水産省、農研機構等と連携し、対象品目の拡大や分析法の改良などを図っていく予定です。また、世界に通用する分析結果の信頼性確保も重要であることから、両輪として取り組んでまいります。</p> <p>有害物質の情報については、学会、講習会等での情報発信にも力を入れ、自然毒等の啓発に努めてまいります。</p>
(2)10	<p>食品安全マネジメントシステム（FSMS）は、食品表示偽装だけでなく、病原微生物や残留農薬等にとっても重要な課題であり、講習会を開催したことは価値が高いです。輸出拡大もFSMSに関連しますが、我が国の輸出促進に寄与した点で高く評価できます。</p>	<p>委員のご意見を踏まえ、新型コロナウイルスへの対応を図った上で、今年度においても食品安全マネジメントシステム（FSMS）に係る講習会の開催を検討してまいります。</p>
(2)11	<p>有機の同等性は、国際的に極めて大きな課題であり、価値は高いと思います。</p>	<p>—</p>
(2)12	<p>年度目標はいずれも、「国民」への情報提供となっています。一方、主な評価目標は「顧客満足度3.5以上」であり、評価に用いる母集団は国民ではなく、アクセスした人への評価にすり替わっています。この方法で自己評価評価をBとすることに意味があるのでしょうか。すなわち、年度目標たる「国民」にどれだけ情報が提供できたかを正しく把握できていないのではないのでしょうか。</p> <p>これまでも何回か申し上げてきましたが、情報発信・提供の対象を明確化し、そこに向けた適切な情報発信・提供を是非実行頂きたいと存じます。</p>	<p>「情報発信・提供」の対象としては、情報を必要とする国民全体としていきたいと考えています。同時に、必要な情報を必要とする者に適切に届ける工夫も必要です。このため、委員のご意見を踏まえ、より多くの国民がHP等を認知して必要な情報にアクセスしていただく取組の手法、及びその適切な評価の手法を検討してまいります。</p>
(2)13	<p>肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、・・・食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務について、農林水産大臣の指示、要請に適切に応えて、アウトプットなさっていることが読み取れます。</p> <p>目標も達成されていることから、AあるいはB評定、等評定結果も妥当と思います。</p> <p>現状は良好と思いますが、たとえば、自然災害や停電などいわゆる事業継続の視点で目標が達成できないような状況になった場合に、バックアップ体制（たとえば、各センターに振り分けて検査や測定ができる）は準備されているのでしょうか？</p>	<p>自然災害の発生等により事業継続が不可能となった場合等、目標達成に対するリスク管理、バックアップ体制として、以下の取組を行っています。</p> <p>①各拠点とも、それぞれ停電時に対応するための自家用発電等（非常電灯用及び通信用）を保有しています。</p> <p>②情報通信ネットワークシステムに関しては、神戸センターにBCP対策サーバを設置しています。このサーバは、H30年度に更新しました。</p> <p>③分析業務については、一部の分析機器を除いて複数の拠点でそれぞれ所有していることに加え、分析技術の平準化を図っており、事業継続が可能な拠点で分析業務を実施できる体制としています。</p> <p>④農薬の登録審査といった専門性が高い業務はできませんが、JAS登録認証機関調査関係業務については、管轄センターによる調査を基本とする一方で、必要に応じて管轄センター以外に依頼可能とする運用を行っています。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(2)14	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.7 (1. 農業生産資材における安全の確保等に関する業務(1)②登録関係業務)</p> <p><主要な業務実績>のうち、特筆事項等について、判断に迷う事例、よくある相談事例等をまとめたQ&Aなど、運用の統一化、ノウハウの蓄積ができる取り組みはとても良いと思います。評定:Aは妥当と思います。評価以上に、良い取り組みとと思います。</p> <p>引き続き、これらの取組の評価(たとえば、Q&Aがどの程度役に立ったか)をされ、ブラッシュアップされると良いと思いました。</p>	<p>今回作成した資料については、毎年度第4四半期に、新たな知識・経験を踏まえて更新する予定です。資料の更新に当たっては、委員のご意見を踏まえ、取組の評価結果も指標の一つとさせていただきます。</p>
(2)15	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.37 (3. 各事業年度の業務に係る目標、計画・・・2.③イ)</p> <p>(イ) 遺伝子組換え表示に関する検査件数300件がどのくらいのボリュームなのか知りたいです。(対象となる豆腐、油揚げがどのくらいの数(アイテム数?)が市場に出回っていて、そのうちの300件はどのくらい?) この300件は、IPハンドリングの調査で不明瞭だったものをサンプリングされたのでしょうか、ランダムにサンプリングされたのでしょうか?</p>	<p>品目ごとの生産量のデータはありますが、商品の荷姿は様々であることから販売点数は把握できないため、お示しすることは困難です。</p> <p>また、遺伝子組換え表示検査の検査品には、スーパー等で購入した市販品の他、IPハンドリング調査において入手した生鮮原料(大豆、とうもろこし)や出荷前の製品も含まれます。</p>
(2)16	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.51 (3. 各事業年度の業務に係る目標、計画・・・3①サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務)</p> <p>主な業務実績の特筆事項、検査法の改良により、分析精度の向上に加えて、分析機器のメンテナンスの効率化が図られたことは、とても良いと思います。</p>	<p>当該業務について、高い評価をいただきありがとうございます。その他の分析法についても、求められる検出下限等をクリア出来るよう創意工夫を行うとともにリーズナブルな試験方法となるよう努力してまいります。</p>
(2)17	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.36 特筆事項(創意工夫)</p> <p>立ち入り検査の際、重要と思われる箇所を中心にしたマニュアルを作成していることは評価される内容だと思います。今後も引き続き貴重な資料として蓄積されることを期待しています。</p>	<p>当該取組について評価できる旨の意見、感謝します。</p> <p>今後も、「食品表示検査の目的つけどころ」を立入検査時のツールとして内容の改善を図りつつ積極的に活用してまいります。</p>
(2)18	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.42-43 日本農林規格に関する業務</p> <p>JAS制度、新JAS制度について国内外への普及啓発の推進により、台湾をはじめ他国との協議が順調に進み、輸出強化に大きく貢献するとしています。その事例として、台湾への緑茶の輸出開始と輸出拡大に貢献したことが記されています。この事例の他、事業者からの要望が高い国および対象となる品目について、教えてください。</p>	<p>有機同等性に関する協議においては、日本と相手国において双方向の同等性承認の可能性がある国であって、日本から相手国への有機製品の輸出実績があり同等性承認によって輸出拡大が見込まれる国を優先して行っています。対象となる品目は、日本国内で表示規制がある有機農産物及び有機農産物加工食品に加え、今年7月から表示規制の対象となる有機畜産物及びその加工食品です。</p>
(2)19	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.24 ①ウ 文章が長すぎて、意味がわかりにくいです。</p>	<p>【以下のように修正します】</p> <p>食品残さを利用して飼料を製造する事業場に対して、加熱条件の見直しに伴う製造機器の更新等に対する支援事業の要望を調査し、調査結果を報告した。</p>
(2)20	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) p.32 OIE関係業務 主要な業務実績にJICA研修生受け入れのことが書いてありますが、これはOIE関係業務でしょうか。国際対応をとりまとめる項目があっても良いかもしれません。</p>	<p>JICA研修生の記載については、ここでOIE業務としてあげておりますが、国際課によるFAMICの対応の一部分をOIE業務として対応したものであり、P64に記載の「FAMICの業務概要、有機JAS制度における監視体制等に関する研修」の等の中に飼料部門の見学対応も含まれます。そのため、ここではJICA研修生の見学を削除し、次のとおり修正します。</p> <p>「ウ OIE業務として動物医薬品検査所の研修生(1名)の見学を1回受け入れた」。</p>
(2)21	<p>資料2(業務実績等報告書(案)) 評価付表一覧 p.3 肉骨粉等の分析・鑑定が367件と比較的多く実施されています。BSEのリスクが低下している状況なので、リスク評価を実施し、その結果に基づいて、関連の分析は縮小し、そのエフォートを、例えばCSF/ASF対策に向けてすることも検討すべきではないでしょうか。人員も限られていることから、現状のリスクに応じた対応が必要だと思います。</p>	<p>我が国でのBSE発生リスクの低下や、GMP適合確認の状況等を踏まえ、令和2年度から、リスクの程度に応じて立入検査頻度を見直すこととしたところです。</p> <p>一方で、CSF/ASFの発生リスクが高まる中、広域に流通するエコフィード工場に対する立入検査については、農林水産省と連携し、積極的に取り組むこととしています。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(2)22	(2)21に関連して、リスクの変化に応じた対応を実施しているということ、次年度以降、このような報告書等でアピールいただけるとよろしいかと存じます。	ありがとうございます。 委員のご指摘を踏まえ、リスクの程度に応じて立入検査の頻度を見直し、新たに取り組んだ業務等について、報告致します。
(2)23	資料4（プロセス対象取組の説明）は分かりやすく理解し易いものでした。ポンチ絵を使った解説を増やすようお願いします。 なお、未達成業務で何が課題だったのか、また達成に向けた方針をポンチ絵で示した方が良いと思います。	ありがとうございます。今後もプロセス評価対象取組の内容については、ポンチ絵を使った分かりやすい説明を心掛けるとともに、委員ご指摘のとおり、来年度以降は未達成だった業務についてもポンチ絵を作成し、その課題や達成に向けた方針等を分かりやすくお示ししたいと考えます。
(3) 令和2年度目標と事業計画の紹介		
(3)1	顧客満足度が高かった講習会は、ニーズも高いと考えられるので、周知することでより多くの講習会参加者を得られ、FAMICの意義が理解される契機となります。 ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大により、従来型の講習会が開催困難となる場合もあり、そういった場合に、他の事例も参考に、ネットのライブ配信を含め、どのような形でニーズが高い講習会を前年度以上の人数で開催することができるのか、検討を進めることが望まれます。	委員のご意見を踏まえ、新型コロナウイルスへの対応を図った上で、今年度においても食品安全マネジメントシステム（FSMS）に係る講習会の開催を検討してまいります。
(3)2	目的とミッションを明確にしたことはとても良いと判断します。一方、独立行政法人のように検査や審査等、現場への貢献、いわゆる社会実装が主たるミッションである場合でも、基礎的・基盤的知見や情報が求められることもあります。個別業務まで下した場合、大切なのはミッションのベクトルが合っているかを評価の大きなポイントにすべきと考えます。	-
(3)3	全般を通じて、経験値が減少し、人員も削減される中、今後、検査や登録業務においても、経験から科学への発想の転換が必要です。その更なる実現のために、ある程度の予算確保が必要であると考えます。	委員ご指摘のとおり退職者数の増加に伴い検査技術等の伝承は喫緊の課題であると認識しているところです。FAMICでは実行配分において各部共通の技術研修にあっては約1千万円程度の予算措置をしているところですが、各部における人材育成のあり方を踏まえた予算措置を検討してまいります。
(3)4	肥料の法改正に伴う業務や、肥料分析の信頼性確保のための業務の増加が見込まれるため、重要度を鑑みつつ、職員に対して過度にならないようワークバランスを考えていただければと思います。	肥料の法改正に伴う業務等が増加していることについては、農林水産省と検討の上、登録審査や立入検査業務の改善・効率化を通じて負担軽減に取り組んできたところであり、委員のご意見も踏まえて、引き続き適切に対応してまいります。
(3)5	クロピラリドは、後作物への影響として、薬害以外にも作物残留も想定されることから、対象作物の選定も含めて、慎重に検討していただきたいと思います。	クロピラリドの影響については、農作物の生育障害を防止する観点から対応してきたところです。 委員のご意見を踏まえ、今後、農林水産省とともに、人畜に被害を生じるリスクについて検討し、必要に応じて適切な対策を講じてまいります。
(3)6	肥料・土壌改良資材関係業務で、立入検査業務における記録書記載事例のデータベース化については、検査業務の更なる効率化のために検索しやすいシステム構築を目指しては如何でしょうか。 肥料等の分析法については、分析機器がますます新旧混交することが懸念されるため、FAMIC内では最新機器で通常業務の効率化を図りつつ、他機関との協働で分析機器の新旧のギャップを埋めることが求められます。	記録書記載例など検査で得られた情報のシステム構築については、業務の効率化に資するよう、農林水産省と検討しているところです。 肥料等の分析法については、FAMICにおいて最新の機器を使用した試験法の確立を進めるとともに、民間試験機関との共同試験により、従来からの試験法の能力を確認しているところです。 委員のご意見を踏まえ、今後とも調査研究業務において試験法の確立・改良に取り組んでまいります。
(3)7	農薬関係業務の②イについては、情報収集から整理までかなりの困難が予想されますので、出来るだけ関係の研究者の協力を仰ぐことが肝要と思います。ただし、国内では作用機構の研究者が乏しい農薬の分野もあることを申し添えます。関連して、「製剤」については、昨今ナノテクノロジーの活用等、海外を中心に実用化に向けた新しい動きが見られます。これについては、国内で詳しい研究者は皆無と思われれます。	委員のご意見のとおり、農薬の登録審査の質の向上に係る各種の取り組みについてはそれぞれ専門性が高いことから、いろいろな人脈や人材の情報を駆使して対応したいと考えています。

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(3)8	<p>農薬取締法改正に伴う追加業務は、蜜蜂、作業者暴露、事前相談等、多岐にわたるとともに業務量としても膨大なもので、個人に過度の負担が生じないように配慮していただければと思います。</p> <p>なお、農薬の作物残留については、まだ十分に論点整理できていないと思われるので、リスク分析の観点からのブレンストーミングも必要かと感じています。</p> <p>なお、上記の「ブレンストーミング」についてですが、作物群に関しては、Codexも農林水産省も、現時点で行政が利用できる科学的情報を元にグループ化していると考えます。一方、昨今農薬残留の各種シミュレーションモデルや多変量のデータ解析も高度化し、AIを活用した画像解析やディープラーニング等も植物保護の現場で使われ始めています。それらを活用すれば、さらに科学的かつ効率的に作物をグループ化（作物群を構築）できると考えています。その結果、メジャー作物を中心とした国際的調和やデータトランスポートビリティの側面と、各国・地域におけるマイナー作物に適用する側面の両方が可能になると思います。結果として、輸出入を含む国内外の農作物の食の安全をさらに高めることが可能になると思います。</p> <p>ただし、このリスク分析（主にリスク評価）については、ADI、ARfD、MRL等も念頭に置きつつ、俯瞰的な視点も踏まえながら、構築する必要があります。これまでも国内の行政や国際機関において様々な取り組みを行ってきたと思いますが、新しい解析手法や科学的考え方を念頭に置いて、再度議論するのによいかと考えて、「ブレンストーミング」としました。</p>	<p>委員のご意見のとおり、農薬取締法改正に伴う追加業務は多岐にわたり、業務量も膨大であるので、担当部署はもちろんのこと、部内で連携して対応し、個人に過度な負担が生じないように留意する考えです。</p> <p>また、作物群に関しては、国際的な動向に留意しつつ、農薬対策室や厚生労働省と連携の下、必要に応じ見直しを行って行くこととなりますが、その際には、委員のご指摘のあったような新たな技術や考え方も取り入れることを検討してまいりたいと考えます。</p>
(3)9	<p>飼料・飼料添加物関係で今年度の成果に関連して、GMP制度は運用方法によっては非効率的になりがちで、本質を見失う危険性があるので、立入検査と組み合わせたことの効果の確認をしっかりと行うことが大切です。また、GMPやHACCPに代表される食品安全マネジメントシステム（FSMS）は、重要度を高く捉えて今後も継続されることはとても良いと思います。</p>	<p>飼料等のGMPについては、昨年度の業務実績等報告書でお示ししたとおり、調査内容の重点化等による審査の質の向上・合理化を図りつつ、事業者が取り組む事項を明確化し、改善を促すように見直したところです。</p> <p>委員のご意見を踏まえ、立入検査と組み合わせた効果も踏まえつつ、GMP制度を運用してまいります。</p>
(3)10	<p>食品表示監視関係業務では、今年度の成果に関連して、単に経験値をマニュアルに落とし込んだものを活用するのではなく、検査におけるルーチン部分と監視の要点を整理して、効率的に検査できるようなシステム構築することで、食品表示が求める製造工程を含む品質（Farm to Table）が確保できると思います。なお、消費者の関心は、時折科学的裏付けのないものもあるので、啓発も含めて対応することが肝要です。</p>	<p>委員のご意見を踏まえ、今後、科学分析に裏付けされた監視業務のスキームを構築し、そのスキームの中で職員の能力を最大限に発揮できるように教育訓練を行い、食品表示が求める「品質」を確保してまいります。また、事業者に対する食品偽装防止の手法の啓発を今後も継続し製造工程の品質改善に貢献するとともに、消費者の関心に応えるべく、食品表示に対する啓発も含めて、きめ細かく対応していきたいと考えます。</p>
(3)11	<p>日本農林規格（JAS）関係業務では、JASの制定や輸出促進に関する業務量が増加する可能性があるため、個人の仕事量に十分な配慮をお願いいたします。</p> <p>輸出拡大も上記（FSMS）に関連しますが、農薬のMRLが大きな課題となるので、作物群の実用的活用（*）を念頭に更なる知見の収集を進めていただきたいと思います。</p> <p>*：国内外の作物群は経験値によるところが大きいため、科学的裏付けが求められる。</p> <p>さらに、有機の同等性は、育種技術の位置づけが「有機」本来が目指すところと齟齬があるので、十分議論をして欲しいと思います。</p>	<p>委員のご意見を踏まえ、今後も職員の業務量に配慮しつつ、JASの制定や輸出促進法に係る業務を行ってまいります。また、有機の同等性に係る業務については、相手国との協議が円滑に進むよう事前審査等を通じて、農林水産省をサポートする所存です。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(3)12	<p>食品の安全性・リスク管理のための有害物質の分析業務では、これらを含むリスク分析の視点も念頭に入れたうえで、これらに関連した業務を進めていただければ幸いです。</p>	<p>食品の安全性に関するリスクについては、農林水産省、食品安全委員会のニーズも踏まえ、国際的な動向も注視しながら重要な優先すべき有害物質の分析に対応していきます。自然毒以外にも内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）についても将来的には検査方法の確立、実態調査を実施できるようにします。</p> <p>日本の食品が安全であることを科学的に証明し、「攻める農林水産業」の一翼を担う方向で努力してまいります。</p>
(3)13	<p>その他の業務について、カルタヘナ法関連は、ゲノム編集、遺伝子ドライブ、合成生物学、RNAi等の新規技術の実用化が諸外国で進んでいますので、将来を念頭に置いたリスク分析のロードマップの作成をして欲しいと思います。</p>	<p>ゲノム編集等の新技術については、これらの技術に対する国の制度上の位置づけがどうなっていくのかを注視しながら、最新の技術情報の入手に努めてまいります。</p>
(3)14	<p>業務運営の効率化については、一者応札・応募については、目標数値は仕事内容によって柔軟に対応すべきだと思います。FAMICのように分析業務、それも行政的立場からの検査・審査業務を担う場合、ISO等を含む標準化等が求められるため、資材や機材の選定が制限されます。そのため、この評価項目の重要度を過度に高めることで行政ニーズへの対応に支障をきたすことがないように配慮していただきたいと思っています。</p>	<p>資材や機材の調達に当たっては、業務に支障をきたすことがないよう必要かつ最小限な仕様となっているか内容の精査を行った上で、原則として競争性のある契約（入札）を行っていますが、取扱業者が一者に特定される（競争の余地がない）場合には、事由を明確にして競争性のない契約（随意契約）を行っています。</p>
(3)15	<p>女性職員の登用については、性別を問わない行政ニーズへの迅速かつ確実な対応を最優先に考えつつ、いわゆる“働き方改革”とセットで進めることが肝要です。即ち、在宅勤務（含むWeb会議）、子育て支援等の制度を十分活用して、男女に関係なく家庭との両立できる環境整備が必要であり、職場環境に応じた目標設定を立てるのが良いと考えます。</p>	<p>委員のご意見のとおり、男女に関係なく働き方改革や仕事と家庭の両立ができる環境整備が必要でありますので、両立支援制度を周知するとともに、育児休業等が取得しやすく働きやすい職場環境の構築に努めているところです。</p> <p>また、女性職員の管理職登用の促進については、人事院主催の女性登用候補者の拡大を目的とした研修及びセミナーへ積極的に参加を促し、女性職員の意欲・意識啓発の取組に努めています。さらに過去3カ年の新規採用者のうち女性職員を半数以上採用（女性活躍法に基づく行動計画では35%以上）し、管理職登用の裾野拡大に努めているところです。</p> <p>なお、職場環境に応じた目標設定という方法も有効と考えられますが、一方で他の職場よりも低い目標設定とすることにより職場の意識低下ということが危惧されますので、どのような目標設定が適切であるのか、委員からいただいたご意見も踏まえ、今後検討し対応してまいります。</p>
(3)16	<p>資料6-2（年度目標）p.44 - 45（2）情報提供業務、資料6-3（事業計画）p.25（2）情報提供業務について、</p> <p>「（2）平成31年度プロセス評価対象取組の紹介と業務実績自己評価概要について」にも記したように、情報発信・提供対象の明確化とそこに向けた適切な情報発信・提供こそが肝要です。令和2年度は既に動いていますので、是非令和3年度からは、「情報発信・提供方法の検討」と「情報発信・提供成果の評価方法の検討」を行って頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>なお、情報発信と情報提供とは、積極性の度合いが異なると考えます。</p>	<p>「情報発信・提供」の対象としては、情報を必要とする国民全体としていきたいと考えています。同時に、必要な情報を必要とする者に適切に届ける工夫も必要です。このため、委員のご意見を踏まえ、より多くの国民がHP等を認知して必要な情報にアクセスしていただく取組の手法、及びその適切な評価の手法を検討してまいります。</p>
(3)17	<p>資料6-2（年度目標）p.32-33 食品表示の科学検査業務</p> <p>科学的検査の質の向上（高精度確認検査）への取り組みも事業が削除されています。その理由について教えてください。</p>	<p>高精度確認検査及びスクリーニング検査の取組は引き続き実施できるよう体制は整えていますが、高精度確認検査及びスクリーニング検査は、開始後5年を経過して手法として定着しており、指標として記載する必要が薄れていることから削除しました。</p>
(3)18	<p>資料6-2（年度目標）p.32-33 食品表示の科学検査業務</p> <p>食品表示法に基づく食品表示基準改正の際（平成29年9月1日）、さらなる実効的な監視体制の構築が求められています。このことから経過措置期間中（平成34年3月31日）である今こそ複雑な原料の原産地判別の技術開発に向け不断の努力を継続すべきであると考えます。（農林水産省への意見）</p>	<p>委員のご意見のとおり、新たな原料原産地表示に対応した産地判別の技術開発は重要と考えています。</p> <p>今後とも、適正な原料原産地表示に資するよう、分析対象品目の拡大や効率的な検査手法の開発に努めてまいります。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(3)19	資料6-2 (年度目標) p.34-35 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務指標として記されている「わが国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成件数 7件」の内容について、教えてください。	7件の内容については、固定的に内訳を決めているわけではなく、木材の接着性能・保存処理性能、りんごのプロシアニン、きのこ類のオルニチンに係る試験方法、有機海藻などについて、現在、FAMICで検討を進めているところです。また、ノングルテン米粉の製造管理、魚類の鮮度測定、日本茶インストラクター、竹圧縮材、納豆、オリーブ油などについて、事業者団体等での検討をサポートしていくこととしています。
(3)20	資料6-2 (年度目標) p.46 関係機関との連携 平成30年度まで事業内容としていた「FAMICのみが分析可能な項目」が削除されています。その理由について教えてください。 【意見】分析精度の向上は、産官学共同にて積み上げていくべきであると考えます。	「FAMICのみが分析可能な項目」を対象とした分析の依頼の実績が、これまではありませんでした。このため、これまで実績のある「研修・講座の開催についての連携」を、今年度から指標としたいと考えています。
(3)21	資料6-2 (年度目標) 令和元年と2年度で、法人の設置目的等、年度目標の基盤となる部分が変わっています。一方、事業計画では変わっていません。なぜこのようになったか説明ください。	年度目標については、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)の改正により、年度目標の冒頭「政策体系における法人の位置付け及び役割」の章に、① 国の政策を実現するための実施機関として当該法人に求められる使命(設置目的)、② 当該法人の現状及び当該法人が直面する課題の分析、③ 当該法人を取り巻く環境の変化の分析を明記し、当該法人の役割(ミッション)を具体的かつ明確に記載することとされました。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000605564.pdf 22ページをご覧ください)。これに対応するため、年度目標の基礎となる法人の設置目的等の従前の記載を大幅に集約し、それぞれの項を設けて記載しています。 また、年度計画は、年度目標に基づいて作成するもので、何れの年度も、冒頭は年度目標に基づき業務を実施すると記載しており、変更の必要はないため、令和元年度及び2年度ともに同様の記載としているところです。
(4) その他		
(4) 1	<p>【情報発信の一提案】</p> <p>肥料、飼料、農薬、食品表示の各検査所が2007年に合併しFAMICとなってから、既に一回り以上の年限が経ちました。FAMICを構成する各部署は、それぞれ独自の計画を持ち、独自の業務に当てられています。一方国民はFAMICを一組織体として捉え、「FAMICに対して」何らかの期待をするはずで、合併の第一の目的が合理化にあったであろうことは想像に難くありませんが、折角一つの組織になったからにはその強みを最大限に利用して頂きたいと思えます。</p> <p>これまで、情報発信・提供関連の見直しについて触れて参りましたが、一つの提案をお示しすることをお許しください。</p> <p>人々が生活していく上での最大の関心事の一つは、「安全な食が確保されているか否か」でありましょう。それを担っているのがFAMICである事実を、事ある毎に発信することは、FAMICの認知度を高めるために有益であると考えます。例えば、「食を守る」、「農と食を守る」などの枕詞を設定し、「FAMIC」や「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に付すのも一計でしょう。</p> <p>さらに、各部署が実施している農と食を守るための活動や業績を共通の媒体で発信できれば良いと思います。例えば、食品の産地・原料種別・品種の判別法が毎年の公開調査発表会で発表されていますが、これは国民の関心事です。肥料、飼料、農薬の各部署でも、類似の試みがなされていると存じますので、「食を守るためにニセモノは許さない」等のキャッチにて、同じ土俵で発信できる企画を提案申し上げます。</p> 	<p>大変貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。</p> <p>まず、FAMICのロゴマークに枕詞を付すことについて、どのような枕詞、デザインが良いかFAMIC内で検討させていただき今後作成したいと考えています。</p> <p>また、FAMICの各分野の活動や実績を共通の媒体で発信できないかのご意見について、現在、国が主催するイベント等において、FAMICの業務が、農場から食卓までの各段階における食品の安全性を確保するための仕事である旨について、パネル等で説明しているところです。今後ともホームページやメルマガ等において、より一層発信してまいります。</p> <p>参考までに、国立科学博物館の発行(2020年3月)の科学雑誌「milsil」に「食品偽装を見抜く技術 この”太平洋産クロマグロ”や、あの”国産黒毛和牛”は本物？」とのFAMICの科学的技術の特集が掲載されたので紹介します。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(4) 2	<p>【プロセス評価について】</p> <p>平成29年度からプロセス評価がFAMICの全事業で行われるようになりました。これまで見え難かった職員の努力が可視化され、創意工夫をした者が報われる良い仕組みだと思います。</p> <p>しかしながら、小職の専門の部で業務報告を伺ったところ、この評価法をよく理解できていない方々が少なからず存在する印象を受けました。評価はあくまでも目標達成度に対して行われるもので、自己評価時にプロセス評価を強調し過ぎるべきではないでしょう。また、創意工夫が国民（ユーザー）の立場に立ったものでは無い例も見受けられたことから、プロセス評価の在り方について、改めて周知が必要であると感じました。</p>	<p>プロセス評価については、法人の業務実績を評価する際に設置される「農林水産省独立行政法人評価有識者会議」の委員より「職員の努力も評価するべき」との指摘を踏まえて、業務実績の数値評価に加え、実績に至った過程、取組状況などの特筆すべき事項を加味して評価を実施する仕組（プロセス評価）を取り入れているところです。</p> <p>この中で、調査研究に係る評価においては、個別の研究課題の評価にあっては、その成果が期待される水準に達している度合を評価基準として評価し、その後、法人の業務実績として部門ごとの調査研究業務全体を評価する際に、個々の課題の達成状況やそのプロセス等を加味して評価することとしています。</p> <p>調査研究課題の選定、実施に当たっては、行政ニーズを意識し行政執行法人としての必要性を踏まえるとともに、その報告時においても、個別の研究課題の評価と調査研究業務全体の評価の方法を混同しないよう、関係職員に周知してまいります。</p>
(4) 3	<p>【CSF/ASFへの対応に関して】</p> <p>(1) 養豚農家への調査を、県の機関等と連携して、より積極的に実施できないか。</p> <p>資料2（業務実績等報告書（案）） p.25 特記事項等やポンチ絵-4に関連して、CSF/ASF対策としても立入検査業務が充実化しているとしています。これらの立入検査は配合飼料やその原料を製造している、GMPを導入しやすい大規模な事業場を対象としているように読めます。今回の沖縄のCSFの問題は、小規模養豚農家で起こりました。このような小規模事業場は県の管轄と思われませんが、県の家畜保健所等の機関とのFAMICの連携に問題はなかったか、あるいは、そのような小規模事業所での安全確保のスキームはどうするのか、明確に示すべきではないでしょうか。</p> <p>養豚農家は全国で4000軒ほどであり、エコフィードを飼養している農家は1割とすると、各県平均10軒程度ということになります。家畜保健所等の県の機関とFAMICがきちんと連携すれば、すべてを調査することが可能と思われれます。</p> <p>CSF/ASF対策としては、大規模な先進的な事業所より、取り残されている小規模事業場（養豚農家）への対応の方が、重要と思われれます。資料6-3 事業計画10 飼料等の立入検査等業務を見ますと、飼料製造の規模が小さい事業所、例えば、食品残さを利用する養豚農家は対象外のようにも読めます。飼料分野でのCSF/ASF対策としては、遅れている小規模事業場への対応を優先すべきではないでしょうか。</p>	<p>CSF/ASFを含めた家畜伝染病の発生予防・まん延防止等の家畜衛生対策については、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会において議論・決定されているところです。</p> <p>委員ご指摘のエコフィードを自家配合する養豚農家等に対する立入検査については、家畜衛生部会の議論を踏まえ、農林水産省からFAMICに対して、各都道府県の家畜保健衛生所への協力要請等があった場合には、広域に流通する飼料の立入検査への影響等も考慮しつつ対応してまいります。</p> <p>なお、飼料の安全確保については、飼料安全法に基づき、都道府県を跨がって広域に流通するものは国、単一県内で流通するものは都道府県の担当とされています。</p>
(4) 4	<p>【CSF/ASFへの対応に関して】</p> <p>(2) FAMICの自主的な調査を推進できないか。</p> <p>飼料の安全性に関わる唯一無二の機関であるFAMICは独自の判断で調査を実施することはできないのでしょうか。昨年度実施した54事業場への調査も農水省からの指示によって実施したとのことですが、存在意義をお示しいただくためにも、リスクが高いと判断された場合、独自の判断で臨機応変に調査実施することはできないのでしょうか。</p> <p>資料6-3（事業計画）14にエコフィード認証制度に係る事業場は調査できるようになっていますが、一般的なエコフィード利用農家の調査についても、県等とも連携して、独自の判断で実施できるようなスキームを作っていただきたいです。</p>	<p>エコフィード製造事業場に対する立入検査については、飼料安全法第57条の規定に基づき、農林水産大臣が、農林水産省職員以外の者に飼料安全法に基づく公権力を行使させるため、行政執行法人であるFAMICに対して指示したことを受けて実施したものです。</p> <p>一方、エコフィード認証制度については、一般社団法人日本科学飼料協会（以下「協会」）が事業実施主体となり、飼料中の食品循環資源の利用率及び飼料中の栄養成分の把握、飼料化を行う関連業者の連携及び飼料化工程管理等について、一定の基準を満たした飼料を「エコフィード」として認証するものであり、食品循環資源の飼料化が促進され、安心かつ安定的な利用が図られることを目的としています。この事業の中で、FAMICは、認証の申請を行った事業場に対して、エコフィード・ガイドラインの基準を満たしていることを確認するための調査を実施し、調査結果を協会に設置されたエコフィード認証運営委員会に報告しているところです。</p> <p>いずれにしても、FAMICとして何ができるのか、農林水産省と協議してまいります。</p>

No.	委員のご意見	FAMICの回答
(4) 5	<p>【CSF/ASFへの対応に関して】</p> <p>(3) 加熱基準の厳格化だけでCSF/ASFは防除できません</p> <p>CSFやASFを防除するためには、肉を含む食品残さの加熱基準の厳格化も必要かもしれませんが、沖縄の事例のように、そもそも加熱処理をしていないような事業場の調査が極めて重要です。懇談会委員からの強い指摘があったということで、今後、FAMICの重要な業務の一つとしてそのような調査を実施していただきたいと存じます。</p>	<p>FAMICとしては、農林水産省から、委員ご指摘の事業場に対する立入検査の要請等があった場合には、広域に流通する飼料の立入検査への影響等も考慮しつつ対応してまいります。</p> <p>なお、委員からのご指摘については、農林水産省に伝えさせていただきます。</p>
(4) 6	<p>(4)3、(4)4、(4)5等CSF/ASFへの対応に係る意見に関連して、非加熱の、肉を含む食品残さが利用されないことを徹底する検査のあり方について、農林水産省、都道府県と積極的に協議いただき、改善された点があれば次年度以降お示しください。</p>	<p>委員のご指摘を踏まえ、農林水産省、都道府県の協議の結果、検査のあり方が改善された場合には報告致します。</p>